
戸沢村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

戸沢村

目次

<u>公共施設等総合管理計画について</u>	1
1 公共施設等総合管理計画の策定の背景.....	1
2 公共施設等総合管理計画の目的.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象とする公共施設等.....	1
<u>第1章 戸沢村の概要</u>	2
1 村の概況.....	2
2 公共施設等の状況.....	3
3 人口動向.....	10
4 財政の現況と課題.....	11
5 更新費用の推計.....	13
6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	22
<u>第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</u>	25
1 現状や課題に関する基本認識.....	25
2 計画期間.....	26
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	26
4 計画期間における村全体の縮減目標.....	28
<u>第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</u>	29
1 集会施設.....	29
2 図書館.....	30
3 スポーツ施設.....	31
4 レクリエーション施設・観光施設.....	32
5 産業系施設.....	33
6 学校.....	34
7 幼保・こども園.....	35
8 保健施設.....	36
9 医療施設.....	37
10 庁舎等.....	38

1 1 消防施設.....	39
1 2 その他行政系施設.....	40
1 3 公営住宅.....	41
1 4 公園.....	42
1 5 その他.....	43
1 6 道路.....	45
1 7 橋りょう.....	46
1 8 上水道.....	47
1 9 下水道.....	48
第4章 フォローアップの実施方針.....	49
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	49
2 フォローアップの進め方について.....	49
3 村議会や村民との情報共有について.....	49

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、原則として平成 27 年度とし、それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

%（パーセント）表記は小数第 2 位を四捨五入しているため、構成比等の合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

1 公共施設等総合管理計画の策定の背景

本村では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、これまで多くの公共施設を建設してきました。その結果、本村が所有する公共施設は、村役場などの行政系施設、義務教育を提供するための小中学校、図書室、公民館や体育館など多くの住民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、村営住宅など多岐にわたっています。

これまでは、新しい公共施設をどのように整備するかを検討するにあたって、施設の所管課がそれぞれの施設特性（機能）に合わせて個別に対応していたため、公共施設の全体像を統一的に整理したものではありませんでした。

しかし、村の公共施設が今後は順次更新時期を迎えるにあたり、多額の更新等費用が必要になることが見込まれており、現下の厳しい財政状況の中、そのための財源確保が必要になります。また、人口減少と少子高齢化への対応として、既存公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する住民ニーズに適切に対応する必要があります。

このような背景を踏まえ、本村ではこれからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、村が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「戸沢村公共施設白書」を作成し、公共施設等総合管理計画の基礎資料としました。

2 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを総合的に行うことを目的とした計画です。

今後は、公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、公共施設再編計画などを策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

3 計画期間

平成 29 年度(2017 年度)から平成 53 年度(2041 年度)までの 25 年間とします。

4 対象とする公共施設等

本村は、村役場などの庁舎、小・中学校、公民館や図書室などの文化施設、体育館などのスポーツ施設、村営住宅など多岐にわたる公共施設を保有しています。また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラ資産を保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、村で所有する全ての公共施設およびインフラ資産とし、車両や機械装置などを対象外とします。

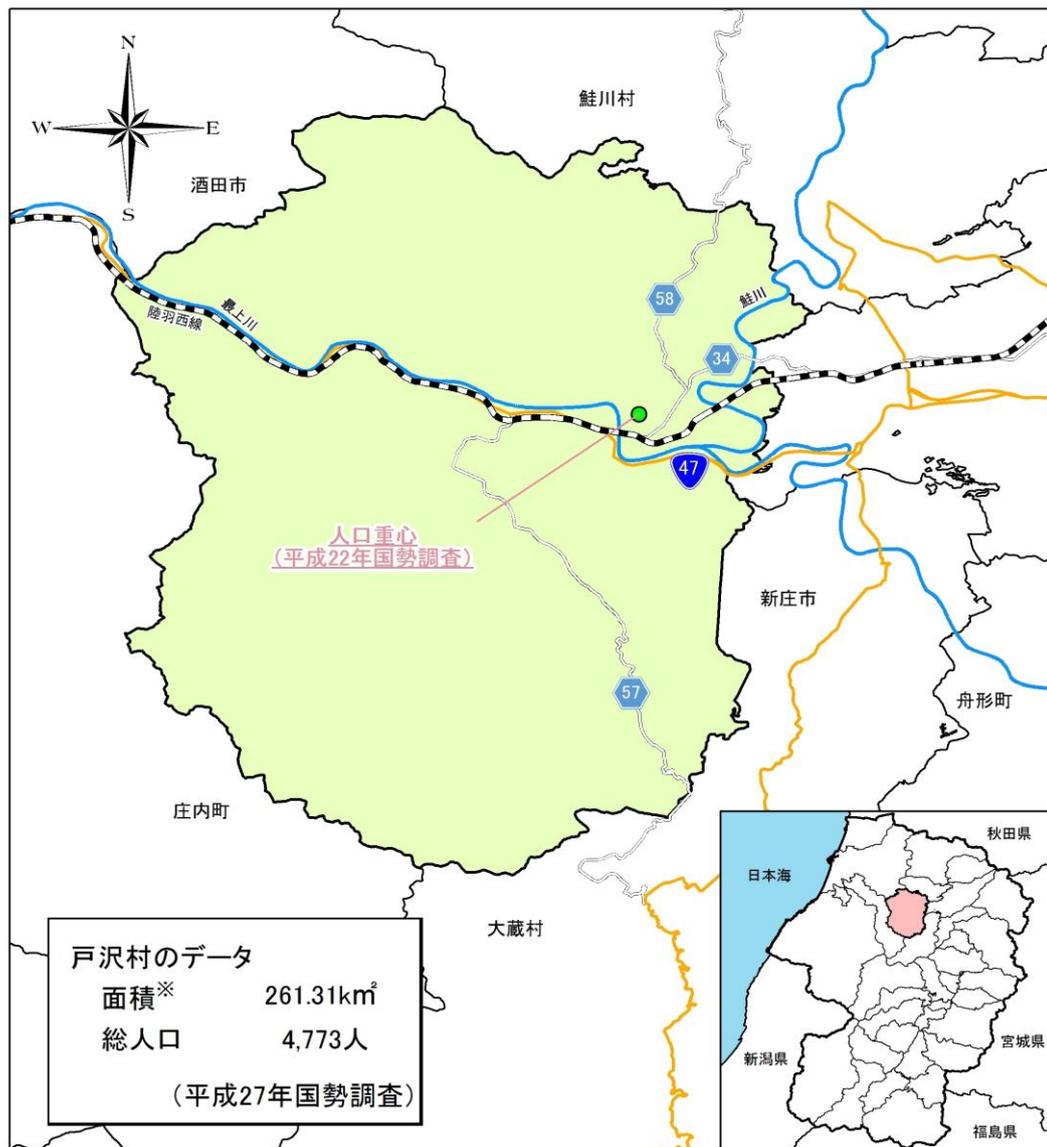
第1章 戸沢村の概要

1 村の概況

昭和30年4月に3村（旧戸沢村、旧古口村、及び旧角川村）が合併改称し、現在の「戸沢村」が誕生しました。

戸沢村は山形県の北部・最上地方に位置し、東西は約18km、南北に23kmの地域で、東は新庄市、西は庄内町（旧東田川郡立川町）、南は大蔵村、北は鮭川村・酒田市（旧飽海郡松山町・旧飽海郡平田町）に接しています。

図1-1 本村の地図および地域区分、人口重心¹



※面積は境界未定のため、参考値を記載しています。

国勢調査人口により算定した本村の人口重心は、最上広域市町村圏事務組合消防署西支署付近にあります。

¹ 人口重心とは、人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。地図上には公表されている最新の平成22年の情報を使用しています。

2 公共施設等の状況

(1) 普通会計に属する公共施設

① 公共施設の概要

平成27年度末時点で、本村が保有する公共施設は76施設あり、総延床面積は53,382㎡です。

これらの施設にかかる維持管理や運営状況等の現状を分析するため、総務省が用いる区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本村の公共施設の実情に即した区分（小分類）により表1-1のとおりに分類しました。

表1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	
普通会計	村民文化系施設	集会施設	公民館	3	5,593	72.3	
			地区公民館	2	261		
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	102	72.0	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	4	4,664	82.3	
			屋外運動場	1	763		
	レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	観光施設	2	5,725	49.0	
			産業系施設	産業系施設	産業施設	3	709
	学校教育系施設	学校	小学校	1	4,934	31.5	
			中学校	1	7,541		
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	4	3,841	50.7	
	保健・福祉施設	保健施設	保健所	1	597	68.0	
	医療施設	医療施設	診療所	1	510	52.8	
	行政系施設		庁舎等	庁舎	1	3,985	74.2
			消防施設	積載車格納庫	24	563	83.3
			その他行政系施設	その他行政系施設	5	2,756	65.8
	公営住宅	公営住宅	村営住宅	7	4,303	86.8	
	公園	公園	倉庫・便所	3	304	100.0	
その他	その他	火葬場	1	144	69.8		
		その他	2	109			
		公衆便所	4	86			
		普通財産	5	5,891			
合計				76	53,382	—	

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

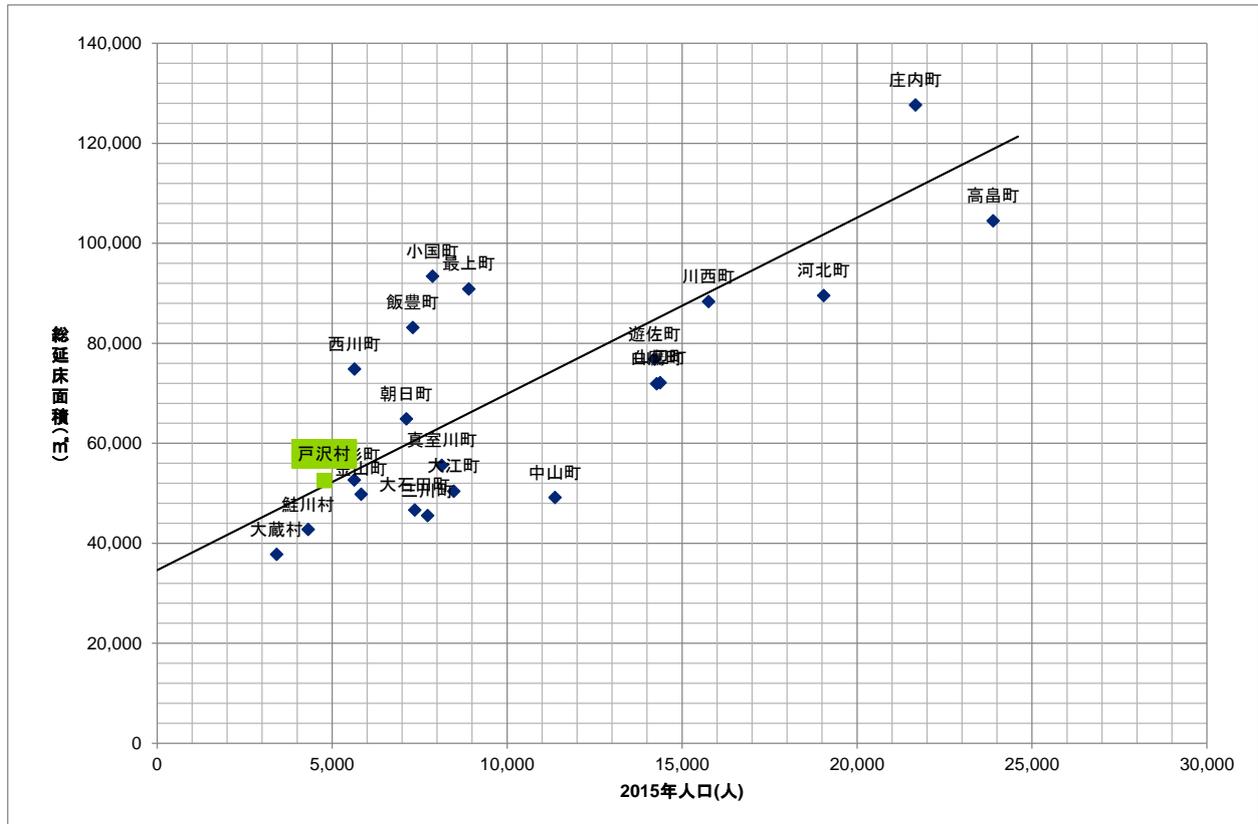
※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数÷耐用年数＝1棟毎老朽化度

(A棟延床面積×A棟老朽化度+B棟延床面積×B棟老朽化度+C棟…)÷中分類延床面積合計
＝中分類毎老朽化度

② 公共施設（行政財産²）の県内自治体比較

図 1-2 人口と延床面積の県内自治体比較



※本グラフは、行政財産建物延床面積と人口の関係について、県内の自治体と比較するため、本計画における他のデータとは別に、総務省による公表資料に基づく分析を行なったものです。

縦軸は、平成 26 年度（2014 年度）公共施設状況調経年比較表（総務省）によるものです。

横軸は、平成 27 年（2015 年）国勢調査（総務省統計局）によるものです。

※比較の対象とした自治体は、県内の町、村としています。

※表中のななめの線は、比較対象とした自治体から導いた平均的水準を表すラインです。

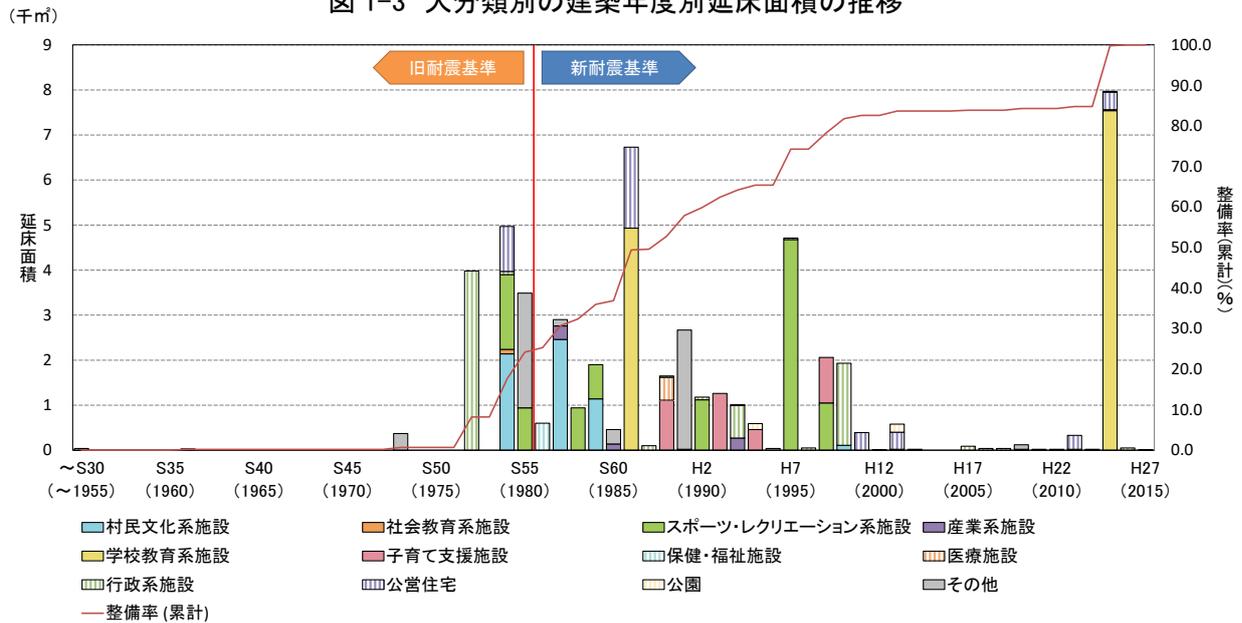
人口と延べ床面積の関係を、県内の町村と比較すると、図 1-2 のとおりです。

本村の人口は 4.7 千人、公共施設等の総延床面積は 52 千㎡であり、県内の町村と比べて、人口に対する公共施設の延べ床面積は平均的水準です。

² 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

③ 公共施設の年度別の設置状況

図 1-3 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本村の公共施設の整備状況を建築年度別の延床面積で見ると、昭和 52 年度から平成 7 年度にかけて整備が集中しています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55 年度以前に整備された施設は 24.1%であり、その多くを行政系施設が占めます。

(なお、延床面積は各施設の主要建物の建築年度に一括計上しているため、平成 25 年 1 月に完成した戸沢中学校校舎及び平成 25 年 10 月に完成した戸沢中学校屋内運動場についても、平成 25 年度に整備した学校教育系施設として一括計上しています。)

④ 公共施設のコスト状況

表 1-2 大分類別の行政コスト計算書(平成 27 年度)

(単位:百万円)

大分類	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フルコスト	収入	ネットコスト
村民文化系施設	9	11	21	16	38	0	37
社会教育系施設	0	2	2	0	2	0	2
スポーツ・ レクリエーション系施設	61	116	178	47	226	115	110
産業系施設	0	0	0	2	2	0	2
学校教育系施設	19	336	355	19	375	0	375
子育て支援施設	13	125	139	17	157	30	126
保健・福祉施設	1	1	2	2	5	0	5
医療施設	4	59	63	2	65	62	3
行政系施設	20	15	35	29	65	0	65
公営住宅	3	4	8	17	25	12	13
公園	0	0	0	0	1	0	1
その他	6	6	12	21	34	1	32
合計	141	681	822	178	1,001	223	777

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

※コスト＝維持管理費＋事業運営費

※フルコスト＝維持管理費＋事業運営費＋減価償却費

※ネットコスト＝（維持管理費＋事業運営費＋減価償却費）－収入

表 1-2 は、大分類別の行政コスト（コスト・フルコスト・ネットコスト）を一覧化したものです。

フルコストが高くて、受益者負担として使用料等の収入がある場合には、ネットコストは低くなります。平成 27 年度の公共施設全体のネットコストは 7.7 億円です。

大分類別には、ネットコストが高いのは学校教育系施設（3.7 億円）や子育て支援施設（1.2 億円）です。スポーツ・レクリエーション系施設はフルコストは 2.2 億円と高いものの、収入が多いためネットコストは 1.1 億円です。

(2) 公営企業会計に属する公共施設

① 簡易水道事業

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度
簡易水道事業特別会計	1	戸沢取水場	8	平成16年度
	2	戸沢浄水場	240	平成17年度
	3	戸沢配水池	11	平成11年度
	4	金打坊浄水場	65	平成03年度
	5	蔵岡浄水場	58	昭和51年度
	6	古口取水場	92	平成07年度
	7	古口浄水場	303	平成08年度
	8	平根原水槽室	14	平成13年度
	9	西沢配水ポンプ場	94	平成12年度
	10	沢内増圧ポンプ場	37	昭和59年度
	11	平根浄水場	352	平成13年度
	12	鹿ノ沢取水場	190	昭和58年度
	13	草薙浄水場	3	昭和58年度
	14	平根第1導水ポンプ室	33	平成11年度
	15	蔵岡加圧ポンプ場	9	平成15年度
合計			1,509	

簡易水道事業特別会計では、取水場や浄水場等を 1,509 ㎡有しています。

② 下水道事業

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度
下水道事業特別会計	1	名高地区 農業集落排水処理施設	240	平成06年度
	2	神田地区 農業集落排水処理施設	544	平成11年度
	3	本郷地区 農業集落排水処理施設	597	平成16年度
	4	古口浄化センター	1,278	平成12年度
合計			2,659	

下水道事業特別会計では、農業集落排水処理施設を 1,381 ㎡、浄化センターを 1,278 ㎡有しています。

(3) インフラ資産

村が管理するインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）の各総量は以下の通りです。

① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

種別	実延長(m)	面積(m ²)
1級村道	14,608	96,874
2級村道	15,970	95,246
その他の村道	79,293	396,899
(うち自転車歩行者道)	4,932	13,470
合計	109,871	589,019

道路は実延長の合計が109,871m、総面積が589,019m²です。うち自転車歩行者道が、延長4,932m、面積13,470m²です。

② 橋りょう

[長さ別橋りょう数]

橋りょう長さ	本数(本)
15m未満	33
15m以上	26
合計	59

[構造別橋りょう面積(m²)]

種別	面積(m ²)
PC橋	1,593
RC橋	1,549
鋼橋	3,660
石橋	—
その他	—
合計	6,802

橋りょうの本数を長さ別に見ると、15m未満が33本、15m以上が26本あります。構造別の面積で見るとPC橋が1,593m²、RC橋が1,549m²、鋼橋が3,660m²あります。

③ 上水道

[管種別延長]

種別	延長(m)
導水管	13,485
送水管	6,534
配水管	79,316
合計	99,335

上水道は総延長 99,335m を有しています。管種別に見ると、導水管が 13,485m、送水管が 6,534m、配水管が 79,316m あります。

④ 下水道

[管径別延長]

管径別	延長(m)
250mm 未満	38,583
250～500mm 未満	325
500～1000mm 未満	31
1000～2000mm 未満	—
2000～3000mm 未満	—
3000mm 以上	—
合計	38,940

下水道は総延長 38,940m を有しています。管径別では、250mm 未満が 38,583m、250～500mm 未満が 325m、500～1000mm 未満が 31m あります。

3 人口動向

(1) 戸沢村全体の人口の推移と推計

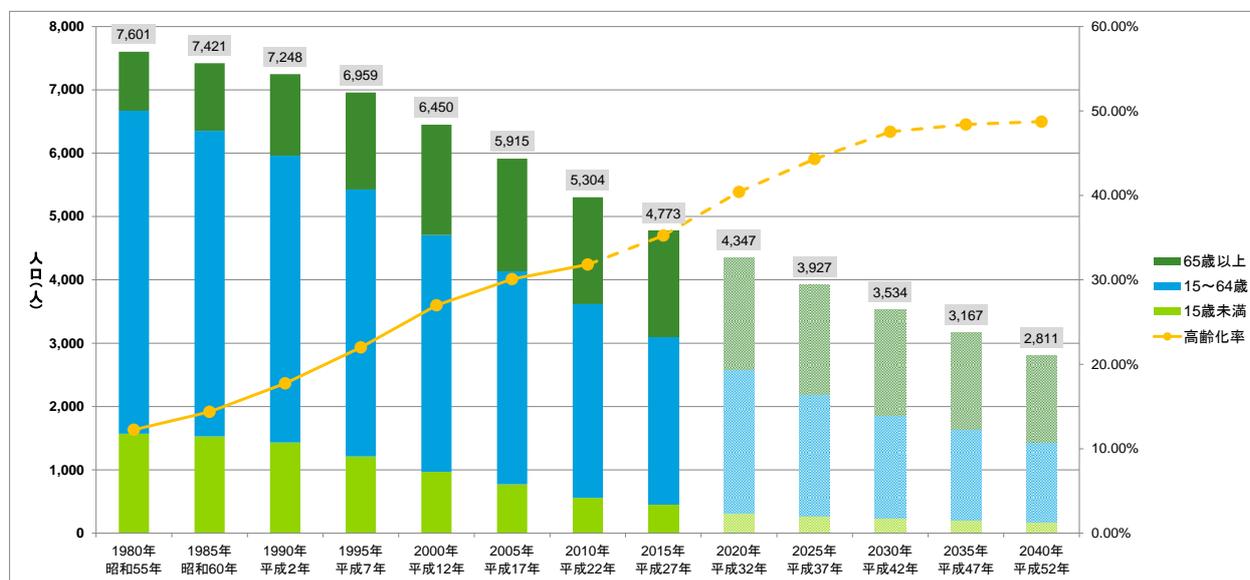
本村の人口は、昭和25年（1950年）の11,454人（合併以前の旧戸沢村、旧古口村、旧角川村3村の合計人口）をピークに減少し続けており、平成27年（2015年）の人口は4,773人です。

我が国全体では、平成23年から人口減少社会への転換が始まっていますが、本村においては、出生数が死亡率を下回る「自然減」に加え、転出者が転入者を上回る「社会減」が続いており、国全体の人口推移に比べても早い時期に人口減少社会に突入しており、今後も人口の減少は避けられないと考えられます。

人口構成割合をみると、昭和55年に人口の20.7%を占めていた年少人口割合（0～14歳）は、平成27年には9.5%に低下する一方、昭和55年に人口の12.2%を占めていた老年人口割合（65歳以上）は、平成27年には35.2%に上昇しています。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、平成52年の人口は2,811人となり、年少人口割合は6.3%、老年人口割合は48.7%になると推計されています。

全国的に人口減少と少子高齢化が進んでいますが、本村は、全国の他の団体と比べても深刻な状況であり、人口減少と少子高齢化に伴う村民ニーズの変化を踏まえた公共施設等のあり方の見直しが必要となっています。

図1-4 本村全体の人口推移



※本頁の人口推移は、国勢調査³に基づく人口を用いて実施しています。他頁では住民基本台帳⁴を用いた人口を用いているため、本頁と他頁の総人口は一致しません。

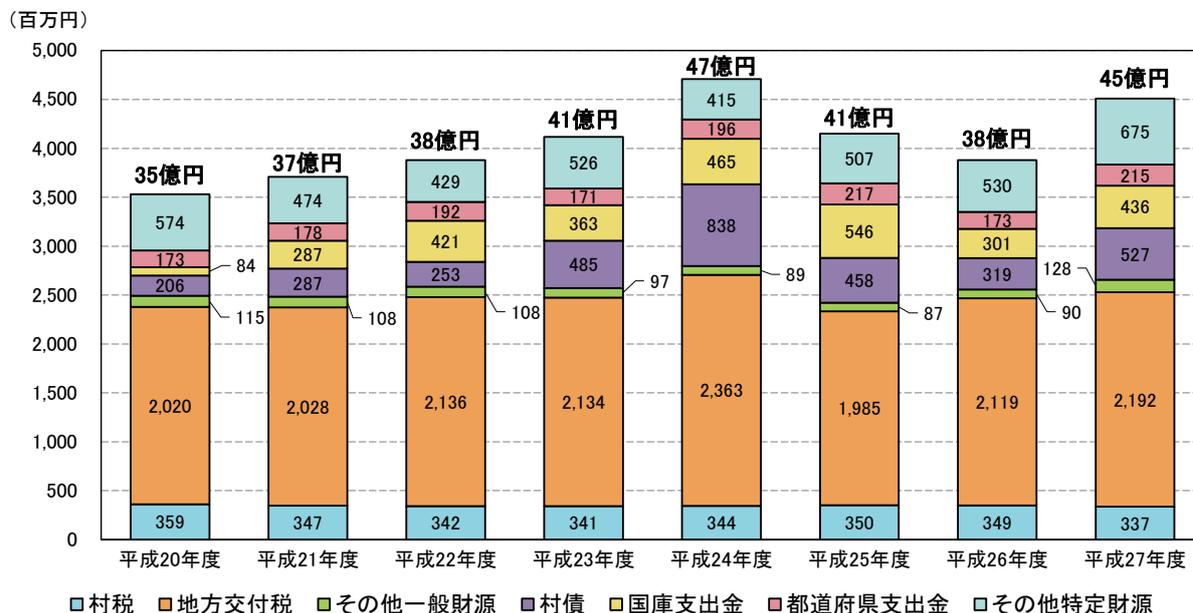
³ 国勢調査とは、5年ごとに全ての人及び世帯を対象として実施される国の統計調査です。

⁴ 住民基本台帳とは、市町村が管理する住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿です。

4 財政の現況と課題

(1) 歳入

図 1-5 普通会計歳入の推移



【現時点の状況】

本村の平成27年度の普通会計の歳入は45億円です。

その内訳は、地方交付税が21億円で歳入の48%を占め、次いで、その他特定財源が6億円、村債が5億円となっています。

【8ヶ年の推移】

歳入全体の8ヶ年の推移をみると、平成24年度には47億円まで増加した後は減少し、平成26年度には38億円にまでなりましたが、平成27年度には再び増加に転じ45億円となっています。

[一般財源]

村税は、3億円台で推移しています。

地方交付税は、おおむね20億円から22億円の間に推移しています。

その他一般財源（地方譲与税や地方特例交付金など）も、ほぼ5億円前後で推移しています。

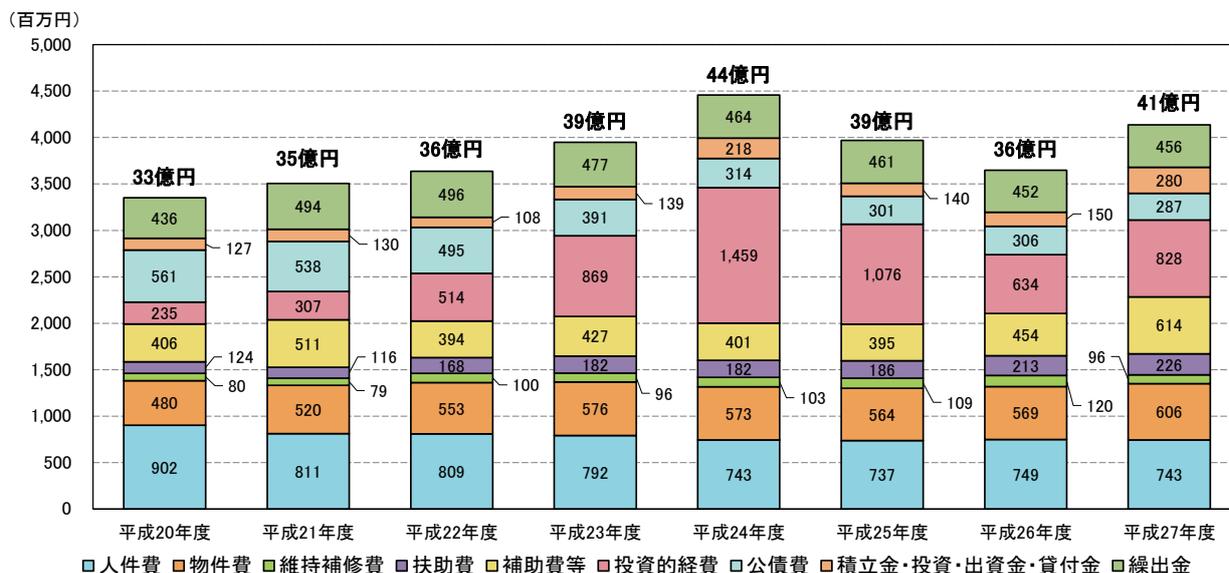
[特定財源]

村債、国庫支出金は、学校教育施設等の建設事業の影響もあり、増加傾向にあります。

都道府県支出金、その他特定財源（繰入金や寄附金など）は横ばいで推移しています。

(2) 歳出

図 1-6 普通会計歳出の推移



【現時点の状況】

本村の平成27年度の普通会計歳出決算額は41億円です。その内訳は、投資的経費⁵が8億円で最も多く20%を占めており、次いで人件費が7億円、補助費等⁹が6億円となっています。

【8ヶ年の推移】

歳出全体の8ヶ年の推移をみると、投資的経費の多寡によって、全体の歳出額も増減しており、施設等の建設事業の有無によって決算の状況が大きく変わります。

〔内訳〕

義務的経費⁶である人件費、扶助費⁷、公債費⁸のうち、人件費は人員削減等の影響により減少傾向にあるものの、扶助費は生活保護や子ども手当の創設などの影響により増加傾向にあります。公債費はほぼ横ばいで推移していましたが、平成21年度より減少傾向にあります。

投資的経費は、平成22年度に光ファイバー網の構築工事、平成23年度～平成25年度に戸沢中学校の建設、平成26年度から戸沢小学校及び統合保育所の建設工事などを行ったことにより増加しています。

補助費等⁹は増加傾向で推移しています。

積立金・投資・出資金・貸付金は1億円から2億円で、繰出金は4億円でおおむね安定的に推移しています。

⁵ 投資的経費とは、主に建設事業など施設の整備に要する経費のことです。

⁶ 義務的経費とは、支出が制度的に義務付けられている経費で、人件費、扶助費、公債費の3つをいいます。

⁷ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

⁸ 公債費とは、発行した地方債の元利償還に要する経費のことです。

⁹ 補助費等とは、一部事務組合や各種公共的団体などに対する支出のことです。

5 更新費用の推計

(1) 更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本村が保有する普通会計の公共施設（建物）について、今後40年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）¹⁰が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用された単価を用いました。
- ③ あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

(2) 更新費用推計の前提条件（普通会計建物）

- ① 建築から、法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度（平成27年度）時点で、既に更新の時期を迎えている施設については、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に更新すると仮定します。
- ④ 建物の分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	村民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等を含むものと想定します。

¹⁰ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

(単位:年)

番号	用途名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

※「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B3に基づき作成している。

出典:財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)

出典:「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

(3) 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

- ① 道路の耐用年数は、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年ですが、更新費用の試算では、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とします。
- ② 道路は、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備するため、路線更新状況を年度別に把握するのは困難です。そのため、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【道路の分類別更新単価表】

分類区分	更新年数	更新単価
1級村道	15年	4,700円/㎡
2級村道	15年	4,700円/㎡
その他の村道	15年	4,700円/㎡
自転車歩行者道	15年	2,700円/㎡

※道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

[橋りょう]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えている橋りょうについては、推計開始年度から5年間で更新すると仮定します。
- ③ 橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

構造区分	更新年数	更新単価
PC橋	60年	425千円/㎡
RC橋	60年	425千円/㎡
鋼橋	60年	500千円/㎡
石橋	60年	425千円/㎡
木橋その他	60年	425千円/㎡

[上水道]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えている上水道については、推計開始年度から5年間で更新すると仮定します。
- ③ 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
送水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
配水管・50 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・75 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・100 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・125 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・150 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・200 mm以下	40年	100 千円/m
〃 ・250 mm以下	40年	103 千円/m
〃 ・300 mm以下	40年	106 千円/m
〃 ・350 mm以下	40年	111 千円/m
〃 ・400 mm以下	40年	116 千円/m
〃 ・450 mm以下	40年	121 千円/m
〃 ・500 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・550 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・600 mm以下	40年	142 千円/m
〃 ・700 mm以下	40年	158 千円/m
〃 ・800 mm以下	40年	178 千円/m

管径区分	更新年数	更新単価
〃 ・900 mm以下	40 年	199 千円/m
〃 ・1000 mm以下	40 年	224 千円/m
〃 ・1100 mm以下	40 年	250 千円/m
〃 ・1200 mm以下	40 年	279 千円/m
〃 ・1350 mm以下	40 年	628 千円/m
〃 ・1500 mm以下	40 年	678 千円/m
〃 ・1650 mm以下	40 年	738 千円/m
〃 ・1800 mm以下	40 年	810 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40 年	923 千円/m

[下水道]

- ① 更新年数は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えている下水道については、推計開始年度から5年間で更新すると仮定します。
- ③ 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【下水道の管径別更新単価表】

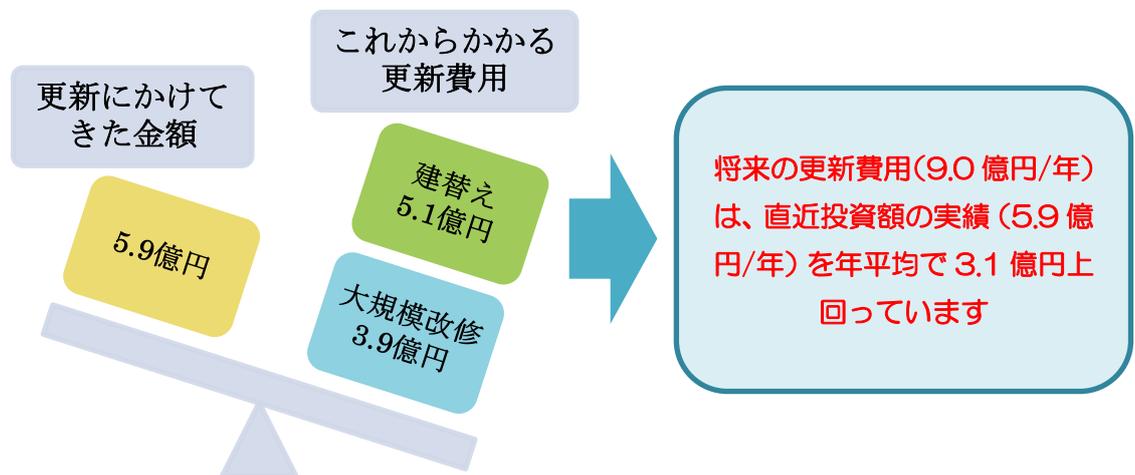
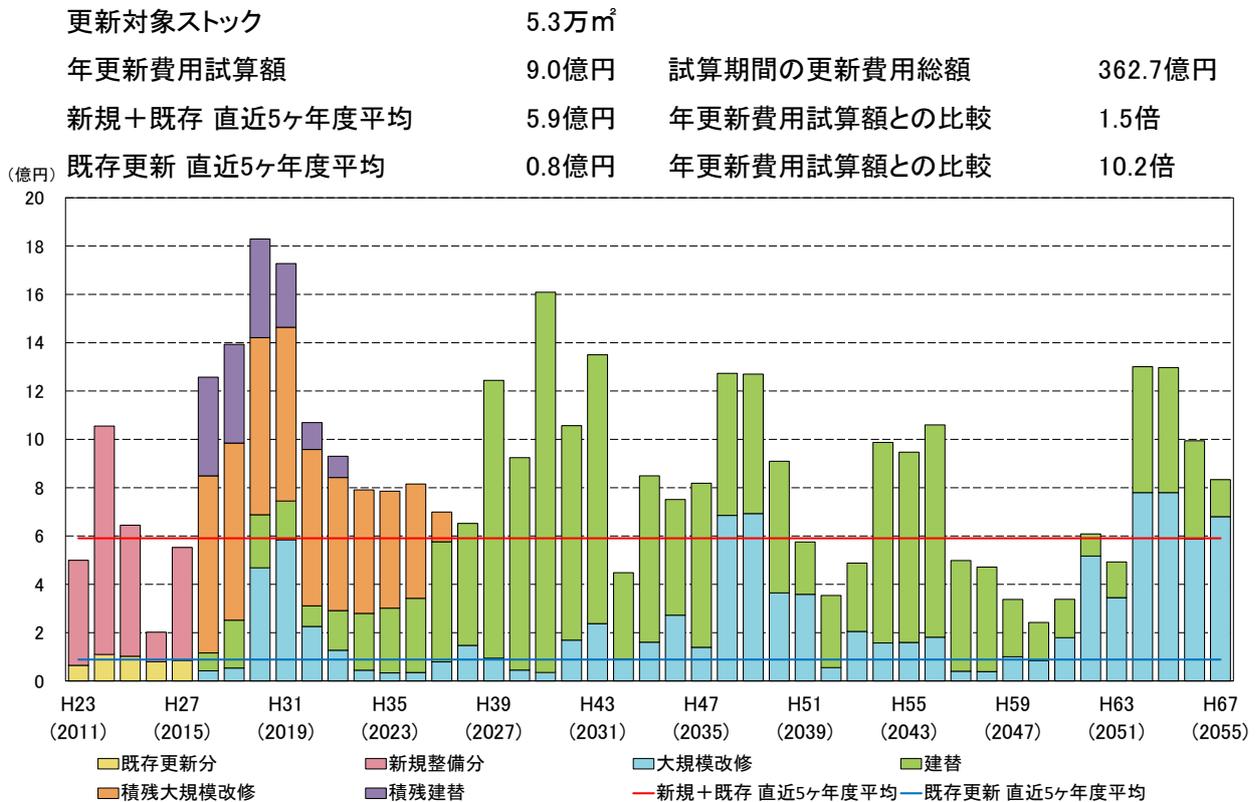
管径区分	更新年数	更新単価
管径～250mm	50 年	61 千円/m
管径 251～500mm	50 年	116 千円/m
管径 501mm～1000mm	50 年	295 千円/m
管径 1001～2000mm	50 年	749 千円/m
管径 2001mm～3000mm	50 年	1,680 千円/m
管径 3001mm 以上	50 年	2,347 千円/m

(4) 図表内用語の説明

過去年度実績に関する用語	
既存更新分	投資的経費のうち、既存の公共施設の改修等更新にかけた実際の経費
新規整備分	投資的経費のうち、新規の公共施設等の建設等整備にかけた実際の経費
新規+既存 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の年平均実績額
既存更新 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分の投資的経費の年平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し(積残)	試算開始時点で、既に建物の更新時期(大規模改修・建替え時期)を過ぎているが、更新されずに残されている建物 【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合 【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合(ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。)
年更新費用試算額	試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用総額の年平均額

(5) 公共施設の将来の更新費用

図 1-7 公共施設の更新費用試算(普通会計建物)

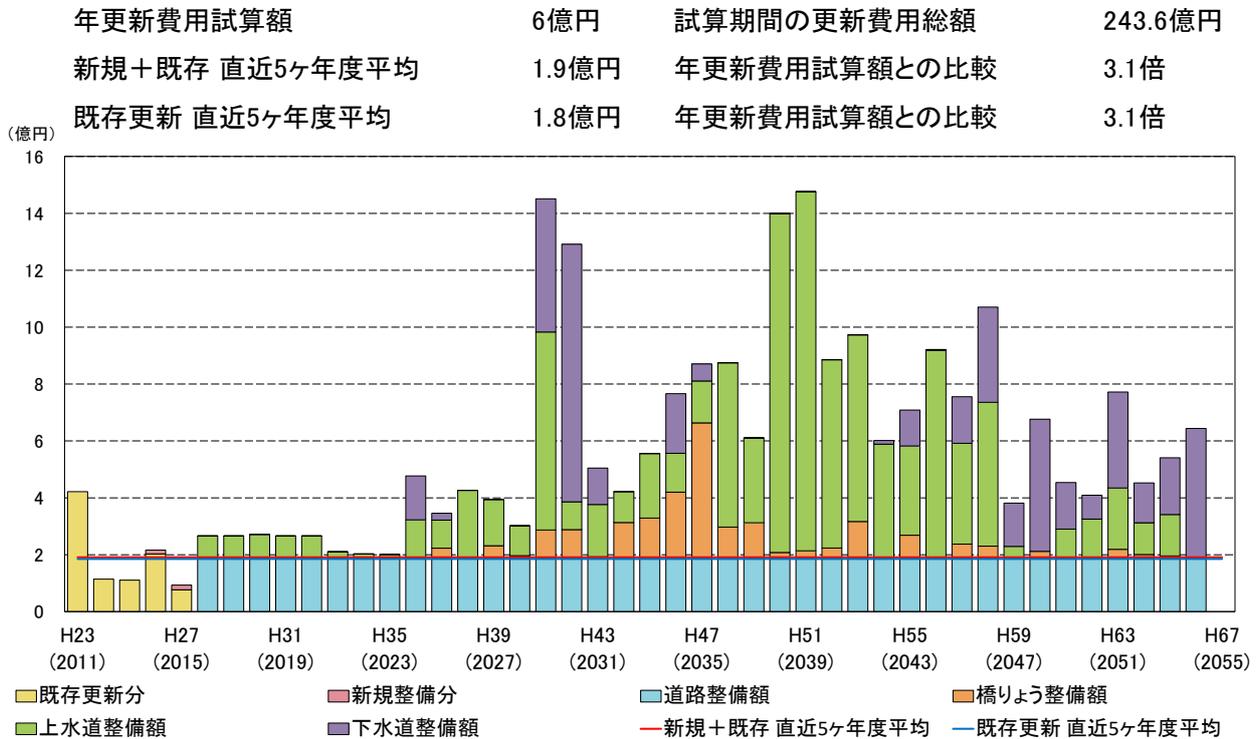


現在本村が保有する普通会計の公共施設(建物)を、耐用年数経過後に同じ規模(延床面積)で更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は362.7億円で、試算期間における平均費用は年間9.0億円です。

過去5年間(平成23年度~平成27年度)の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均5.9億円ですので、今後の更新にあたっては、直近の投資的経費の1.5倍の費用がかかる試算となります。

(6) インフラ資産の将来の更新等費用

図 1-8 インフラ資産の更新費用試算



道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ資産も、建物と同様に将来更新していかなければなりません。

法定耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して試算した結果、今後 40 年間の更新等費用の総額は 243.6 億円で、試算期間における平均費用は年間 6 億円となります。

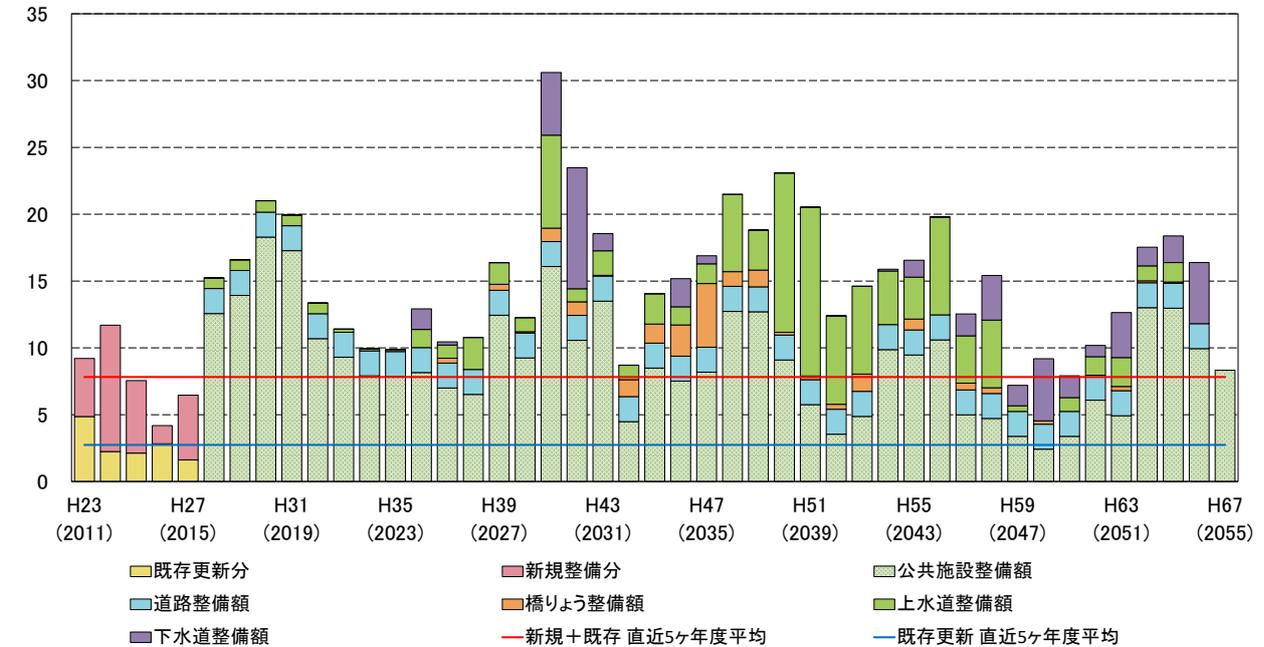
過去 5 年間(平成 23 年度～平成 27 年度)における投資的経費は、年平均約 1.9 億円ですので、現状の 3.1 倍の費用がかかる試算となり、公共施設と同様に財政的負担が大きいことが分かります。

更新等費用を年度別でも、すべての年度で新規整備分を含めたこれまでの支出平均額を超過することとなるため、すべてのインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。

(7) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-9 公共施設とインフラ資産の更新費用試算

年更新費用試算額	15.1億円	試算期間の更新費用総額	606.4億円
新規+既存 直近5ヶ年度平均	7.8億円	年更新費用試算額との比較	1.9倍
既存更新 直近5ヶ年度平均	2.7億円	年更新費用試算額との比較	5.5倍



現在本村が保有する公共施設等（公共施設とインフラ資産）の今後 40 年間の更新等費用の総額は 606.4 億円で、試算期間における平均費用は年間 15.1 億円となります。

過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 7.8 億円ですので、現状の 1.9 倍の費用がかかる試算となります。

さらに、本村の財政状況は厳しく、これまでの投資の 1.9 倍もの支出を続けることは、困難といえます。簡易水道事業や下水道事業の公営企業においても、独立した経営主体として、将来の負担を考慮に入れながら、経営基盤の強化に取り組むことが必要です。

6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章4において過去の財政状況を分析するとともに、第1章5において公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

次に、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

なお、公営企業会計で要する更新費用は、使用料（料金）で賄われると仮定し、財政シミュレーションには含めていません。

【歳入の主な前提条件】

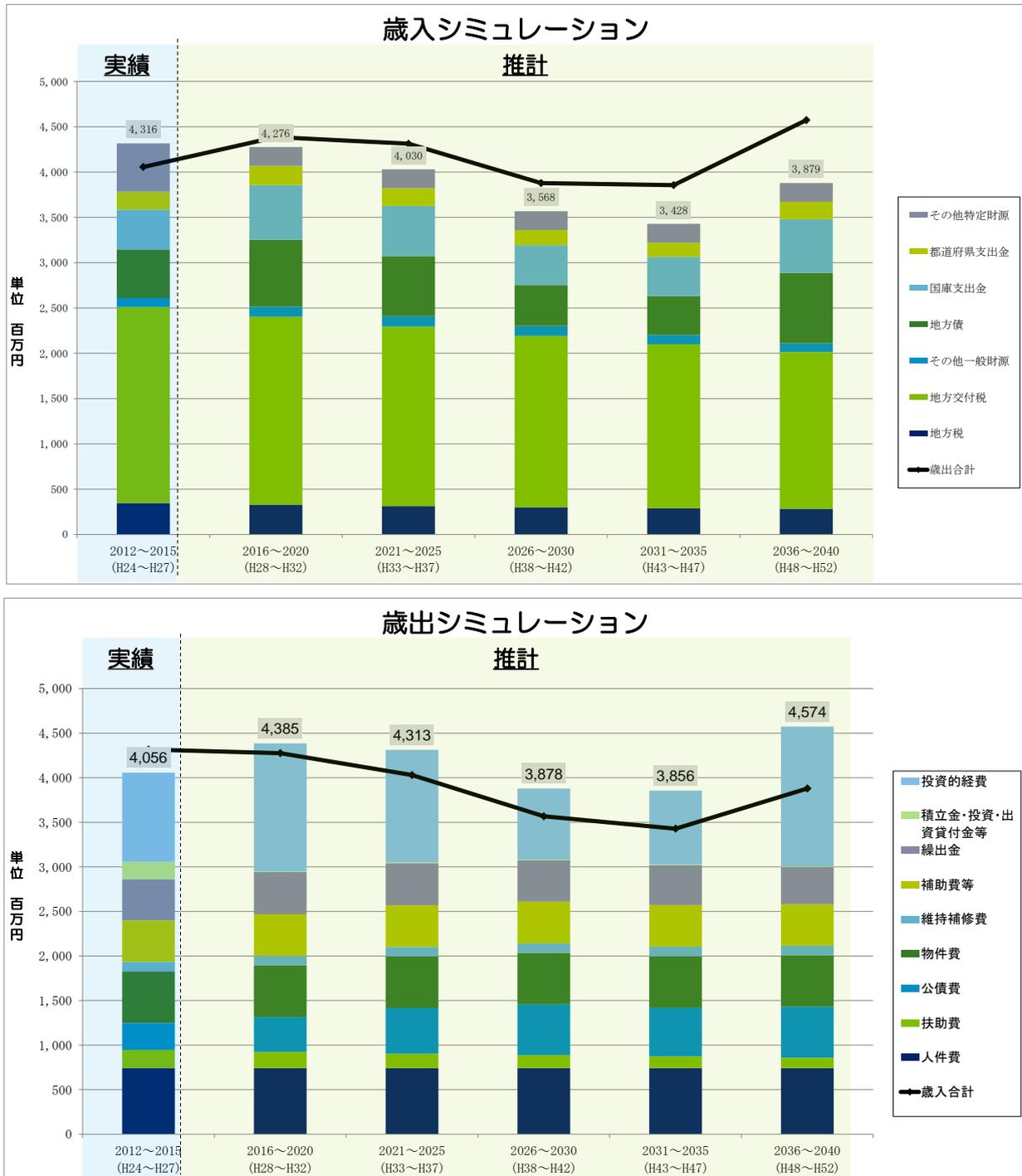
- 平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- 個人村民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- 地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- 地方交付税は人口の変動に伴い変動させる
- 国庫支出金・県支出金・村債は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

【歳出の主な前提条件】

- 平成23年度から平成26年度の決算額を基礎とする
- 扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- 公債費は歳入のシミュレーションで増加した村債についても反映させる
- 公共施設等に関しては、新規投資は行わず、平成27年度末で保有するすべての公共施設等を維持・更新すると仮定する

歳入は、補助金と地方債を除いて人口減少に伴い減少すると見込まれます。一方、歳出は、公共施設等の更新等の影響により増加することが予想され、収支差額はマイナス（歳出を歳入で賄えなくなる）となることが推計されます。財源不足の総額は、25年間で91億円（平均すると1年当たり3.6億円）と推計されました。

図1-10 歳入、歳出シミュレーションの結果

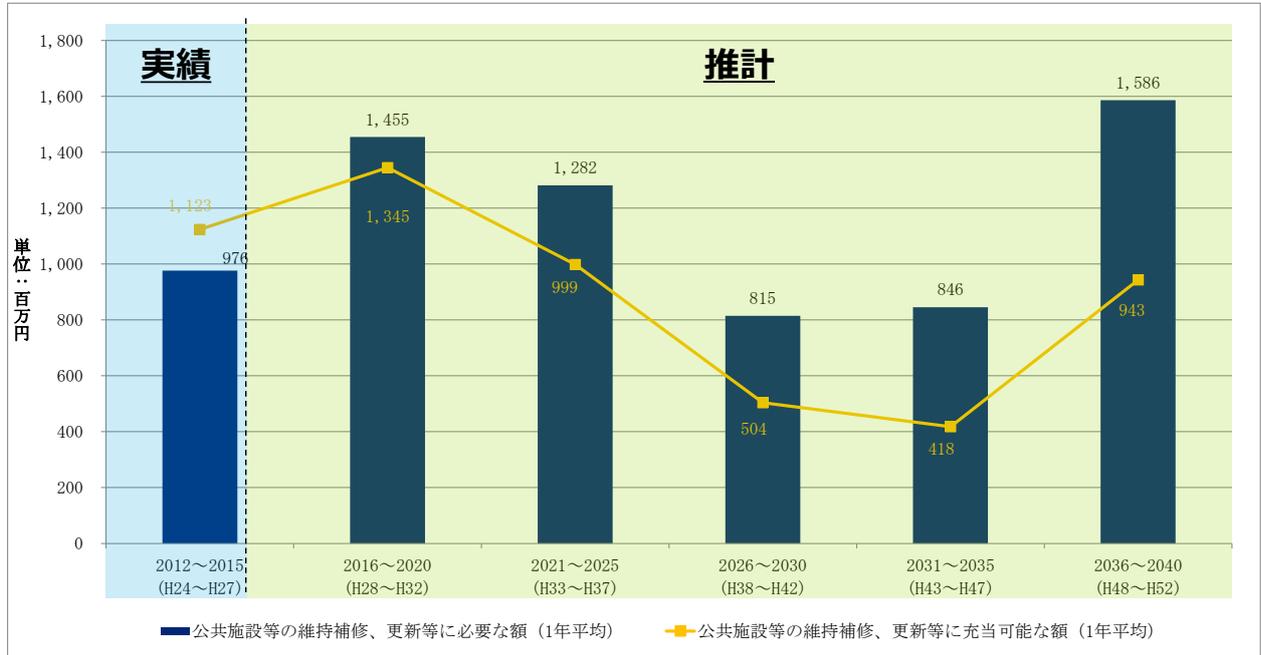


※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本村の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

※グラフは、5年毎の平均値を表示しています。

これらの歳入歳出の状況から更新投資（維持補修、更新等）に必要な額と充当可能な額を算出し、比較したものが下図になります。これによると、今後 25 年間で、約 88 億円の財源不足が見込まれます。

図 1-11 必要な金額と使用可能な金額



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の急激な進行および人口減少によるニーズの変化

戸沢村の人口は、昭和25年(1950年)の11,454人(合併以前の旧戸沢村、旧古口村、旧角川村3村の合計人口)であったものが、平成27年には4,773人となり、平成52年には2,811人まで減少することが見込まれます。これと同時に、急激な少子高齢化が進行します。

このような人口減少と世代構成の変化により、教育施設や子育て支援施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。こうした状況変化を踏まえ、施設規模の見直し、既存公共施設の多目的での活用も視野に入れ、公共施設に係る村民ニーズに対応する必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

本村の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和52年度から平成7年度にかけて整備が集中しています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は24%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。

昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、行政系施設が多くを占めます。こうした老朽化施設は、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新需要の増大

現在本村が保有する公共施設の今後40年間の更新費用の総額は362.7億円で、試算期間における1年あたりの平均費用は9.0億円となります。

過去5年間(平成23年度～平成27年度)に既存の公共施設の更新にかけてきた金額は年平均5.9億円なので、現在本村が保有する公共施設を今後も全て維持していくと仮定した場合、今後40年間でこれまでの1.5倍程度の公共施設の更新に係る支出が必要となる計算になります。

(4) 公共施設等にかける財源の限界

本村の村税収入は、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、今後は生産年齢人口の減少等に伴って村税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、大規模修繕なども必要となります。

公共施設等の更新に支出できる財源には限度があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 計画期間

計画期間は、将来の人口や財政の見通しなどをもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の計画とする必要があり、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で見通すことが求められている人口の今後の見通しの期間（30年程度）を参考に、以下のとおりに設定しました。

なお、計画は、本村を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、見直し等を図ります。

【計画期間】

2017年度(平成29年度)から2041年度(平成53年度)の25年間

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

主要施設については、長期修繕計画を踏まえ、修繕が必要と考えられる時期などに職員による定期点検を行い、早期に修繕箇所を発見できる体制を構築します。また、点検の精度について一定の水準を保つため、点検マニュアルやチェックシートの作成、研修の実施などを行います。

その他の施設については、施設利用時などに施設の状態を確認し、修繕箇所があれば報告するよう図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

主要施設については、点検の結果修繕箇所や修繕箇所発生の際を発生した場合、速やかに修繕を行います。さらに、修繕の実績などを踏まえ、中長期修繕計画を改定します。

その他の施設については、修繕箇所が顕在化した場合に、修繕の優先度などを勘案し、必要な箇所から修繕を行います。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断の結果、施設の劣化などにより安全な利用を担保できない場合は、速やかに安全確保対策を講じます。速やかな修繕などが困難な場合は、利用停止などの然るべき措置を講じ利用者の危険を回避します。

(4) 耐震化の実施方針

村有の建築物は、防災上重要な拠点施設や多数の村民が利用する施設等の耐震化を優先的に進めてきました。今後の耐震化については、優先順位を考慮し、耐震診断、耐震改修、建替え、除却などにより、防災対策上の重要度を踏まえながら計画的に進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

主要施設に関しては、早期に維持管理サイクルを定着させ、長寿命化を図ります。

また、学校や橋りょう、公営住宅などは個別に長寿命化計画を策定し、各計画に沿って、着実に長寿命化を進めます。

(6) 統合や廃止の推進方針

体育館など多様な機能を持つ施設が複数存在するものは、施設の統合などを図ります。その際、利用者のアクセス確保などの検証を行います。また、現在保有する施設が更新を迎える時期に合わせて、当該施設の更新の必要性や、更新の適正な規模を検証します。

(7) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設ごとの村の担当部署と村の管財担当で情報共有や意識の共有を図る体制を構築します。

具体的には、定期的に管財担当を中心とした情報の収集・共有を図る場を設け、お互いの現状や課題を協議し、公共施設の維持管理に係る意識共有を図ります。

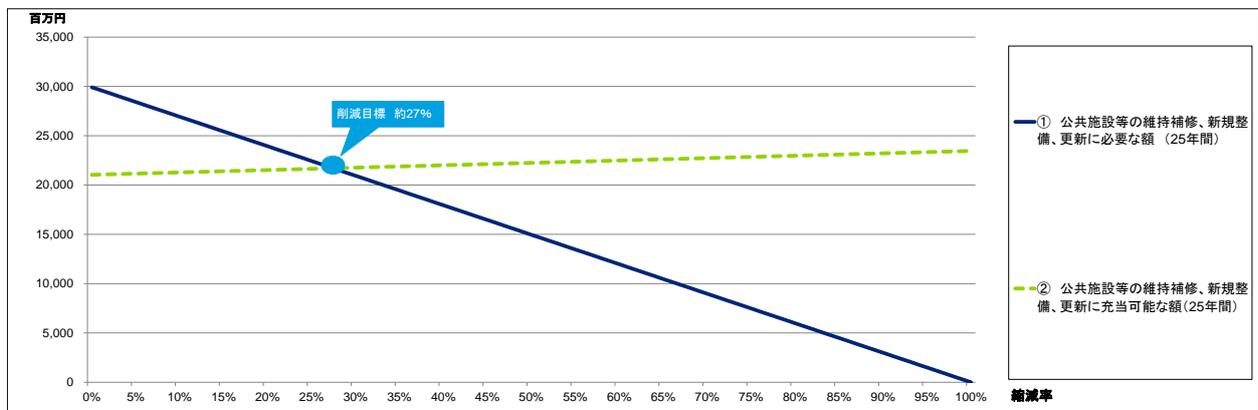
4 計画期間における村全体の縮減目標

(1) 基本的な考え方

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図るものとし、原則として新規施設は建設しません。止むを得ず新設する場合は、同等の面積以上の施設を縮減します。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合化を検討します。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないこととします。
- ③ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組みを続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図ります。

(2) 縮減目標

本村の縮減目標を設定するにあたっては、本村の財政状況を分析して、設定することとします。財政シミュレーションの結果から、普通会計における公共施設等の維持更新に必要な金額と公共施設等の維持更新に充当可能な金額を分析した結果、今後25年間で公共施設等の維持更新に必要な金額は299億円で、公共施設等の維持更新に充当可能な金額は210億円となりました。また、財政均衡縮減率¹¹は約27%が分岐点となります。



これを踏まえ、本村においては公共施設等の維持更新に必要な金額を299億円から27%縮減し、218億円とすることを計画期間における目標とします。

¹¹ 「公共施設等の維持更新に必要な金額」を削減すると、施設の縮減により維持管理費が減少することで「公共施設等の維持更新に充当可能な金額」が増加します。財政均衡縮減率とは、「公共施設等の維持更新に必要な金額」と「公共施設等の維持更新に充当可能な金額」の均衡点を求めたものです。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【公共施設】

1 集会施設

(1) 現状と課題

本村の集会施設には、中央公民館、南部地区地域振興センター、農村環境改善センターという3つの公民館と、生活環境改善センター（岩花地区公民館）、南部地区地域振興センター（上本郷地区公民館）、防雪センター（西沢地区公民館）という3つの地区公民館があります。農村環境改善センターは、南部地域活性化推進協議会に管理運営を委託しており、その他の施設は村の直営です。

中央公民館は、体育館、研修室、実習室、図書室などを備えた複合施設です。旧神田小学校跡地利用との機能の重複解消、中央公民館体育館と旧小学校体育館との機能の重複解消が課題となっています。建物は昭和54年度に建築され、平成12年度に公民館の大規模改修、平成19年度に体育館の耐震補強工事、平成27年度に事務室の耐震補強工事を行いました。年間利用者は、平成27年度約26,300人です。日常の維持管理として、定期点検を実施しています。

南部地区地域振興センターは、平成27年12月に旧角川小学校及び旧角川中学校を用途変更して設置した複合施設です。現在は、公民館、地区公民館、体育館と民間企業への貸付けなどで使用しています。隣接する農村環境改善センターとの機能の重複解消が課題です。建物は、昭和58年以降に建築しましたが、屋根などが激しく劣化しています。

農村環境改善センターは、角川地区の住民活動の拠点及び災害時における指定避難所として位置付けています。隣接する南部地区地域振興センターとの機能の重複解消が課題です。建物は昭和59年に建築し、平成18・19年度に補修工事を実施しました。ただし、根本的な老朽化の解消には至っていません。平成27年度の利用者は年6,200人でした。日常の維持管理は、協議会のほかに村の職員も定期点検を実施しています。

以上のことから、集会施設は施設間の機能の重複の解消や、今後の計画的な維持管理の仕組みづくりが課題です。

(2) 管理に関する基本方針

中央公民館は、計画的な維持管理により施設の長寿命化を図ります。

南部地区地域振興センターと農村環境改善センターは、それぞれの機能の重複を解消し、機能の集約化を図ります。

また、生活環境改善センター（岩花地区公民館）、南部地区地域振興センター（上本郷地区公民館）、防雪センター（西沢地区公民館）は計画的な維持管理を行うとともに、地区会への譲渡や管理委託も検討します。

2 図書館

(1) 現状と課題

本村の図書館は、戸沢村中央公民館にある図書室があります。図書室は図書館法で定められた施設ではなく、社会教育法に準じて設置した図書室であり、村が直接運営しています。

平成29年度に施設一体型小中一貫教育校として新たに開校する戸沢小学校・戸沢中学校の図書室は一般開放を視野に入れており、機能の重複の解消が課題となっています。

図書室の平成27年度の利用者数は約1,200人です。

(2) 管理に関する基本方針

戸沢小学校・中学校の図書室を一般開放する場合であっても、「学校教育上支障がないと認める場合」であること、また社会教育法で定める公民館には、「図書等を備え、その利用を図ること」とあることから、本施設を維持します。また、利用者が快適に利用できる環境整備に努めます。

3 スポーツ施設

(1) 現状と課題

本村のスポーツ施設には、4つの体育館と屋外運動場である若者総合施設があります。

体育館はすべて村の直営、若者総合施設は「NPO 法人とざわスポーツクラブ(ふれすぽc ha3)」へ業務委託を行っています。

体育館は、中央公民館、南部地区地域振興センター、旧古口小学校、旧神田小学校にあります。

中央公民館(体育館)は、昭和54年度に建築し、平成19年度に耐震補強工事を行いました。職員による定期点検を実施していますが、定期点検以外の維持管理には職員を割けない状況にあります。また、平成27年度の利用者は約9,200人でした。

南部地区地域振興センター(体育館)は、旧角川小学校の体育館として昭和58年度に建築し、平成27年12月に用途変更をして設置しました。大規模な改修は行っておらず、特に屋根の老朽化が進んでいます。

若者総合施設は、住民のスポーツ拠点に位置づけられ、若者センター、野球場、生産試作管理施設等を備える複合施設です。当該施設は昭和58年から順次建築され、建築後30年以上が経過した施設も見られます。大規模改修は行われておらず、老朽化が進んでいます。日常の維持管理は、業務委託先によるもののほか、職員による定期点検を行っています。

旧古口小学校(体育館)は昭和56年度に建築し、平成25年に村内4小学校の統合により廃校となりました。現在は利活用している企業・団体等もなく、使用頻度が少ない状況にありますが、雨漏り等屋根の老朽化が進んでおり、定期的な職員による日常点検及び管理を行っています。

旧神田小学校(体育館)は平成3年度に建築し、平成25年に村内4小学校の統合により廃校となりました。現在、スポーツ少年団や地域団体などの利用があるほか、生涯学習センターとしての利用も検討されています。日常の維持管理は職員が行っています。

以上のことから、本村の体育館は、機能の重複をいかに解消し、残った施設の安全性をいかに確保するかが課題となります。若者総合施設は、現在の業務委託先との維持管理の協働をいかに継続していくかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

体育館については、各施設に利用者が存在することから、利用状況を考慮した施設毎の基本方針を定める必要があります。利用者のニーズや他施設との施設規模、機能などの視点から更新、機能集約、除却といった方法を検討します。ただし、施設を利用している間は、現在同様、職員による定期点検を継続するとともに計画的な修繕を行っていきます。

若者総合施設は、大規模修繕の実施を検討し現在顕在化している老朽化による不具合に対応するとともに、その後は、業務委託先とともに日常点検や計画的な修繕を行っていきます。

4 レクリエーション施設・観光施設

(1) 現状と課題

本村のレクリエーション施設・観光施設は、ぼんぼ館と高麗館の2施設です。両施設ともに指定管理者制度を導入し運営をしています。

ぼんぼ館は、入浴施設、プール、レストラン、宴会場、グラウンドゴルフ場などを備えた観光施設です。建物は平成7年に建築され、平成27年度には約48,700人が来館しました。当該施設の維持管理は、指定管理者が点検計画に沿って日常点検を行っています。

高麗館は、国道47号線沿いの道の駅とざわに併設された韓国をテーマにした観光施設であり、物産館、レストラン、公園などで構成されています。建物は平成9年に建築され、平成27年度には約51,400人が来館しました。しかし、現在工事中の地域高規格道路新庄古口道路の開通に伴い、今後は利用者の減少が懸念されます。現在、当該施設の維持管理は、指定管理者が管理マニュアルを策定し、これに沿って日常点検を行っています。

以上のことから、ぼんぼ館は観光施設として可能な限り長く施設を利用していくために、いかに対応していくかが課題です。高麗館は、新庄古口道路開通後の利用減少も念頭に今後の施設のあり方について検討していくことが課題です。

(2) 管理に関する基本方針

ぼんぼ館は、建築後約20年が経過し、今後は設備機器や建物の老朽化が進みます。これらを計画的かつ効率的に修繕するため、現在の点検計画の着実な履行を図り、さらには、中長期修繕計画の策定による計画的な維持管理を行います。また、指定管理者と村との協働を円滑に行う体制づくりも行います。

高麗館は、新庄古口道路開通後の利用者減少を念頭に、道の駅とあわせて施設の規模縮小も含めた今後の活用策の検討を行います。なお、当面は、現在の管理マニュアルに沿った維持管理を継続していきます。

5 産業系施設

(1) 現状と課題

本村の産業系施設は、南部地区地域振興センター（民間企業貸付部分）、淡水魚ふ化養殖センター、生産試作管理施設の3施設です。

南部地区地域振興センターでは、旧角川小学校の校舎の一部を民間企業に貸付けています。昭和58年度の建設時から大規模改修は行っておらず、屋根や機械設備などの老朽化が進行しています。

淡水魚ふ化センターは、鮭の卵を人工ふ化させ、稚魚になるまで育ててから放流する施設であり、角川流域鮭人工孵化組合に無償貸与しています。土地は民間から村が借用しています。建物は平成4年に建築し、平成28年に外壁の補修を行いました。ただし、屋根の構造上、雪の落ちない設計となっており、屋根や柱の腐食が進むなど、大規模な改修が必要な状況にあります。担当課職員による日常点検は行っていませんが、上記組合が日々利用する中で不具合などを把握し、対応しています。

生産試作管理施設は、昭和60年に若者総合施設内に設置された施設です。当初は地域住民が塩蔵や味噌作りに使用していましたが、現在は戸沢村エゴマの会やそば加工業者がエゴマづくりやそば粉づくりのために利用しています。特に、エゴマづくりについては、他地域からの視察もあることからトイレなどの衛生面の環境改善が急務となっています。また、屋根や外壁など老朽化が進行している状況です。

以上のことから、南部地区地域振興センターは老朽化の対策が、淡水魚ふ化センターは村の内水面漁業振興策に沿った施設のあり方の検討が、生産試作管理施設は長期的な利用への対応が課題です。

(2) 管理に関する基本方針

南部地区地域振興センターは、今後の民間企業への貸付けを継続していく上でも、屋根や機械設備などの早期の改修を検討します。また、点検計画や修繕計画をたて、維持管理を計画的に行います。

淡水魚ふ化センターは、今後の村の内水面漁業振興の方向性に沿い、今後の所有や運営のあり方について検討します。検討の間は、施設の利用継続を図るべく、必要な修繕を実施します。

生産試作管理施設は、村外から視察が訪れる施設でもあり、長期的に利活用することが見込まれます。そのため、現在顕在化している不具合を早期に修繕するとともに、計画的な修繕を行います。また、建物の維持管理や運営のあり方についても検討します。

6 学校

(1) 現状と課題

本村の学校は、戸沢小学校と戸沢中学校の2校です。

戸沢小学校は昭和61年に建築し、平成25年に村内4小学校（旧戸沢小・旧神田小・旧古口小・旧角川小）が統合となり、新校舎開校までの間（平成28年10月完成・平成29年4月開校予定）利用しています。戸沢中学校は平成25年に村内2中学校（旧角川中・旧戸沢中）が統合となり、平成25年2月に校舎が、平成25年10月に屋内体育館が建築されました。平成28年度には小学校棟の建設が完了し、平成29年度より施設一体型小中一貫教育校として供用を開始します。

学校施設については、平成32年までに個別施設計画を立案し長寿命化を図っていくことが求められており、本村においても計画を策定し、長寿命化を図る方針です。しかし、戸沢中学校屋内体育館の非構造部材（吊り天井等）については平成25年7月に改正された建築基準法施行令を満たしておらず、耐震化が必要となっています。

以上のことから、学校については、個別施設計画の立案によって、いかに現在の維持管理を継続し、施設の長寿命化を図るかが課題です。

(2) 管理に関する基本方針

法定点検に加え職員による日常点検を行い、点検結果に基づき計画的に修繕を実施します。また、今後個別施設計画を策定し、その計画に沿った長寿命化に取り組みます。

また、小中一貫教育校の開設に伴い用途廃止となる戸沢小学校については、転用、売却、解体を含めた施設の活用方法を検討するとともに、維持管理体制の構築を図ります。

戸沢中学校の体育館については、平成25年7月建築基準法施行令改正に伴う特定天井等の新基準に基づき、早期に吊り天井の耐震化を図ります。

7 幼保・こども園

(1) 現状と課題

本村の保育所は4施設（古口保育所、戸沢保育所、神田保育所、角川保育所）あり、いずれも村が運営しています。昭和63年度に戸沢保育所、平成3年度に角川保育所、平成5年度に神田保育所、平成9年度に古口保育所を建設し、児童の安全確保を優先事項として定期的な点検や修繕を実施しています。しかし、経年劣化による雨漏りの発生や床暖房による床の劣化等がみられます。

このような保育所の現状と少子化による集団生活の環境の不足や低年齢児保育への対応などの課題を解決するため、現在新たな保育所（戸沢村立統合保育所（仮称））を建設中です。統合保育所は平成30年度から供用を開始し、これに伴い4つの保育所は閉所となります。統合保育所には、保育所のほか子育て支援センターも開設されます。

以上のことから、統合保育所をいかにして長く維持し続けるかと共に、現在の4つの保育所の跡地利用が課題です。

(2) 管理に関する基本方針

統合保育所は、中長期修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行います。

既存の4つの保育所は、用途変更による利活用と併せて運営形態や管理体制を検討しつつ、具体的な活用方策がない場合は、解体なども検討します。

（参考）統合保育所への集約化事業の概要

- ① 統合保育所の建設期間
平成28年4月から平成29年10月まで
- ② 統合保育所の開園時期
平成30年4月
- ③ 統合保育所の建設費
494百万円
- ④ 統合前後の延床面積

統合前4保育所の合計	3,841 m ²
統合保育所	1,599 m ²
減少する延床面積	2,242 m ²

8 保健施設

(1) 現状と課題

本村では保健施設として保健センターがあり、村が直接運営しています。建物は昭和56年度に建築し、毎年計画的に修繕を行っています。建物本体に加え、機械設備や電気設備の老朽化も見受けられるため、中長期的な視点で老朽化対策を実施しています。

当該施設は、村民の健康維持のために設置しており、平成27年度の利用者は、約1,400人です。平成29年度からは当該施設を拠点とした介護予防事業を実施予定であり、施設利用の形態を常時開放とするため、利用者数が増加する見込みです。このため、村民が安心して利用できるよう、定期的な点検や長期的な修繕計画の実施が必要です。

当該施設は各種健診や健康増進事業等を行う上で、今後も幅広い利用が見込まれるため、いかに施設を維持し続けるかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

当該施設は、現在実施している計画的な修繕を今後も継続して行うとともに、点検マニュアルの作成や長寿命化計画の策定により、施設の計画的な維持管理を行います。また、隣接する中央診療所との相互利用など複合施設としてのあり方も検討します。

9 医療施設

(1) 現状と課題

本村には唯一の医療施設として中央診療所があり、村が直接運営しています。建物は平成元年に建築され、平成4年に増築されています。建物の維持管理については職員が定期的に点検を実施していますが、長期的な修繕計画の実施には至っていません。

現在の診療は医師1名体制となっていますが、今後、村では2名体制とし予防医療にも力を入れていきたいと考えています。

人口減少が進んでいる当村においても医療施設の存続は必要であるため、当該施設を今後もいかに維持し続けるかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

当該施設は、医師を2名体制とした場合の施設規模の適正化を図るとともに、中長期修繕計画や点検マニュアル、長寿命化計画を策定し、施設の計画的な維持管理を行います。

10 庁舎等

(1) 現状と課題

本村の庁舎等は、戸沢村役場のみです。

建物は昭和52年に建築され、昭和58年度と平成6年度に増築を行っています。平成24年度に実施した耐震診断においては耐震補強の必要があるとの判定をうけておりますが、耐震化工事は未実施です。また、国土交通省が公表した最上川洪水浸水想定において、最深水5～10mに達する地域に存在しており、水害から行政機能を保持するために、設備の配置転換も課題となっています。

建物の維持管理については、職員が定期的に点検を行い、異常やその兆候を発見した都度修繕を行っています。また、電気設備や機械設備は計画的な修繕、更新を行っておりますが、老朽化が進んでおり修繕に多額の費用を要しています。

以上のことから、当該施設は、耐震性への対応や老朽化への対応を図り、いかに長寿命化させるかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

当該施設は、防災拠点施設に指定されていることを踏まえ、早期に耐震化を図り、長寿命化に資する大規模改修の実施を検討します。

また、現在の点検や修繕の仕組みは今後も継続して実施します。

1.1 消防施設

(1) 現状と課題

本村の消防施設には、古口地区と角川地区の消防ポンプ自動車車庫と各地区の可搬消防ポンプ軽積載車格納庫があります。いずれも木造で延床面積 100 ㎡未満の小規模な施設ですが、老朽化等により古口地区消防ポンプ自動車車庫は建屋と防火水槽が傷んでおり、また、角川地区消防ポンプ自動車車庫についても基礎部分や防火水槽の部分など老朽化による不具合が顕在化しています。可搬消防ポンプ軽積載車子格納庫の点検は、消防団の各班が実施しており、点検の結果、補修や改修などの必要がある場合は順次対応しています。

消防施設は災害時に機能を発揮できるよう維持管理していくことが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

消防ポンプ自動車車庫及び可搬消防ポンプ軽積載車格納庫は住民の安心と安全を守るためには欠かせない施設となっています。そのため、現在実施している点検を継続し、計画的に補修、改修や建替えを進めていきます。特に老朽化が顕著である角川地区消防ポンプ自動車車庫は、早急に修繕を実施し、古口地区消防ポンプ自動車車庫も防火水槽を補修のうえ、地区内の水利として残すものの、建屋は老朽化が進んでいるため、解体や改修などの管理方針を速やかに検討するものとします。

1 2 その他行政系施設

(1) 現状と課題

本村には、村役場や消防施設以外にも、やまなみセンター除雪車格納庫、南部地区地域振興センター(地域おこし協力隊事務所)、村営バス車庫、防雪センター(除雪車格納庫)、除雪ステーションといった行政系施設があります。

やまなみセンター除雪車格納庫、防雪センター(除雪車格納庫)、除雪ステーションは、除雪車の格納場所として使用しています。やまなみセンター除雪車格納庫、防雪センター(除雪機格納庫)は、地区公民館等と併設した施設です。施設の管理運営は、やまなみセンター除雪車格納庫、除雪ステーションは村の直営、防雪センター(除雪車格納庫)は地区住民の管理組合へ一部委託しています。防雪センター(除雪車格納庫)は昭和54年度に建設しましたが、耐震診断も未実施であり、定期的な点検・修繕は行っているものの施設の老朽化が見られます。やまなみセンター除雪車格納庫は平成2年度に建設され、建物の老朽化は見られないものの、南部地区の除雪体制を考えると、防雪センター(除雪車格納庫)とやまなみセンター除雪車格納庫の機能は、地理的には南部地区の中心である本郷地区へ再配置するほうが適切であると考えられます。

南部地区地域振興センター(地域おこし協力隊事務所)は、旧角川中学校の校舎にあり、平成27年度から地域おこし協力隊の活動拠点として利用しています。施設を拠点とした村内外の交流機会の拡大による地域の活性化を目的としており、この一環として平成29年度からは軽喫茶を開業する予定です。

村営バス車庫は、スクールバスの車庫として利用していますが、平成29年度に新たにスクールバス格納庫を建設予定であり、現在の施設は売却や譲渡を含めた利活用の在り方を検討しています。以上のことから、やまなみセンター除雪車格納庫と防雪センター(除雪車格納庫)は除雪車配備箇所を踏まえた必要性について検討することが課題です。

南部地区地域振興センター(地域おこし協力隊事務所)は、今後もいかに施設を維持し続けるかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

除雪車格納庫であるやまなみセンター車庫、防雪センター(除雪車格納庫)、除雪ステーションは、点検のマニュアル化を検討します。また、やまなみセンター車庫、防雪センター(除雪車格納庫)は、南部地区の除雪車の配備について既存施設への移転などを検討した上で、その必要性を検証します。なお、これら施設は公民館等に併設していることから、必要性などの検討の際は地区会の要望などを考慮していきます。

南部地区地域振興センター(地域おこし協力隊事務所)は、点検計画を策定し計画的に維持管理を行います。

村営バス車庫は、定期点検を継続します。また、冬期間の雪下ろしはもちろんのこと安全対策を実施していきますが、平成29年度に新たなスクールバス格納庫を建設予定であるため、現在の施設は売却や譲渡を含め、施設の在り方を検討します。

13 公営住宅

(1) 現状と課題

本村の公営住宅は、定住促進住宅がクリダイの丘、みどりの丘の2施設、村営住宅が向名高団地、真柄団地、戸沢団地、上台団地、古口団地の5施設あります。

定住促進住宅は平成23年度から26年度に建築し、村営住宅のうち上台住宅と古口住宅は平成11年度と平成13年度に建築した比較的新しい施設です。一方、村営住宅のうち向名高住宅は昭和36年度、戸沢住宅は昭和61年度から平成元年度、真柄住宅は昭和54年度の建築であり、老朽化が進んでいます。さらに、真柄住宅は耐震診断が未実施であることから、早急な対応が必要となっています。

公営住宅は、いずれの施設も応募倍率が高く、需要が高い施設となっており、長期化する景気低迷により世帯あたりの収入は減少傾向にあることから、公営住宅の需要は当面の間は一定量が見込まれます。このため、公営住宅については、平成29年度中に公営住宅長寿命化計画の策定を予定しており、計画に沿った取り組みが必要となります。

以上のことから、公営住宅はいかに老朽化に対応しながら継続的に村民に住宅を提供し続けるかが課題です。

(2) 管理に関する基本方針

公営住宅は、策定予定の公営住宅長寿命化計画のなかで住宅のニーズや対応年数等を考慮し、ストックの活用方法を建替・維持管理・用途廃止に分類整理したうえで、既存住宅の活用とライフサイクルコストの縮減を検討しながら計画的に維持管理を進めます。

定住促進住宅は、定期点検のマニュアル化を行い、施設の長寿命化を図ります。また、定住促進住宅の設置目的に沿った施設の売却や譲渡など財産処分についても検討します。

14 公園

(1) 現状と課題

村が所有する公園のうち、古口農村公園、名高農村公園及び明戸地区親水公園の3つの公園に東屋や管理棟などの建物があります。

2つの農村公園の東屋や管理棟は、地区会に維持管理を委託しており、村では地区会からの報告により施設の状況を把握しています。修繕が必要な場合は個別に村と地区会が協議して対応しています。

明戸地区親水公園は、温水ため池の二次利用として整備し、温水ため池以外にも休憩施設、トイレ、倉庫、東屋などを備えています。施設の維持管理は、「角川溪流の里協議会」に委託していますが、当該団体職員の高齢化に伴い、主体的な活動は停止しているのが現状です。

以上のことから、農村公園は、今後もいかに現在の維持管理の仕組みを継続していくかが課題となります。

明戸地区親水公園は、管理委託のあり方などを含めていかに施設を維持管理していくかが課題です。

(2) 管理に関する基本方針

農村公園は、これまでと同様地区会への管理委託を継続するとともに、担当課職員も定期的な点検を行い、施設の状況を把握します。

明戸地区親水公園は、当面は角川溪流の里協議会に管理委託しつつ、管理事業の承継を検討します。あわせて、定期的な点検を行い、施設の状況を把握します。

15 その他

(1) 現状と課題

本村には前項までの施設以外にも火葬場や公衆トイレ、普通財産などの公共施設があります。

火葬場は、昭和57年に建築し、毎年定期的に保守点検業務を実施しています。村内の公衆トイレは向名高公衆トイレ、土湯山野外スポーツ林公衆トイレ、古口駅公衆トイレ及び浄の滝登山口バイオトイレの4箇所あります。

普通財産¹²には、旧あかつき寮、旧古口小学校、旧神田小学校、角川中学校・旧校舎、旧古口小学校前車庫があります。旧あかつき寮は現在、社会福祉法人清流会に貸付けしており、ケアホームとして機能しています。旧古口小学校、旧神田小学校は、平成25年度の小学校統合に伴い閉校となった校舎ですが、旧古口小学校は現在利活用している企業・団体はありません。旧神田小学校は企業・団体などからの利活用があるほか、生涯学習センター等への転用も検討しています。両施設とも職員による施設の日常点検及び管理を行っていますが、経年劣化による老朽化は進んでいます。旧古口小学校前車庫は、個人に対し貸付けをしていますが、耐震化工事や定期的な点検などは行っておらず、職員が立ち寄った際に点検をし、修繕箇所が発生した場合に対応しています。角川中学校旧校舎は、地元住民団体が「食の学校」として利用しており、当該団体が点検を行っています。建物は昭和60年に建築しており、老朽化が進んでいます。

その他にも、本村には寺台市民農園の管理棟と旧古口小学校前バス待合室があります。寺台市民農園の管理棟は平成20年に建築した施設であり、生産者管理団体の「寺台市民農園」に維持管理を委託しており、施設の点検は当該団体が行っています。点検により修繕が必要な場合は、村と当該団体が協議し対応を検討しています。現在、目立った不具合などは顕在化していません。

旧古口小学校前バス待合室は、路線バス及びスクールバスの待合所として利用していますが、定期的な点検などは行っておらず、不具合や危険性を発見した時に対策を講じています。児童、生徒または地域住民が利用しているため、点検の定期的な実施や点検マニュアルの作成が課題となっています。

以上のことから、火葬場は、いかに施設を維持し続けるかが課題となります。公衆便所は、当面は将来的な施設の必要性について検討していくことが課題となります。

普通財産のうち、旧あかつき寮は現在ケアホームとして機能しており、老朽化や安全性の問題に対応するかが課題となります。その他の施設は、今後、施設をいかに利活用するかが課題です。

(2) 管理に関する基本方針

火葬場は、設備の法定耐用年数を目安に計画的に分解点検修理を行います。また、将来的には新庄最上定住自立圏共生ビジョンでも記載されている周辺市町村との広域化も検討していきます。

公衆トイレは、老朽化が進行したもものからその必要性を検証し、除却も含めて更新の有無を決定します。

普通財産のうち、旧あかつき寮と旧古口小学校前車庫は、大規模修繕や耐震化の実施による安全性の確保を検討し、その結果、安全性の確保が困難な場合は、利用の一時停止などの危険性の

¹²普通財産とは、行政財産以外の公有財産のことです（地方自治法238条3項）。例えば、公共施設としての役割がなくなった施設などであり、原則として特定の行政目的に直接供されることがない財産のことをいいます。

回避策も考慮します。また、譲渡や売却といった財産処分についても取り組んでいきます。

旧古口小学校、旧神田小学校、角川中学校・旧校舎は、施設の廃止、除却、売却や用途変更による改修も含めて活用方策を検討します。

寺台市民農場の管理棟は、生産者団体とともに協働で維持管理することとします。

旧古口小学校前バス待合室は、これからも利用が見込まれることから、計画的に維持管理を進めます。

16 道路

(1) 現状と課題

本村が管理する道路は、総延長約110km、面積が589km²です。

道路については、国の施策に沿って舗装、法面構造物、道路標識などについて道路ストック総点検を実施しました。また、戸沢村村道舗装補修計画を策定し、計画的な補修に取り組んでいます。

以上のことから、本村の道路は、現在の計画に沿っていかに着実に計画的な補修を行うかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

日常点検に関しては、作成済みのマニュアルに基づき実施します。日常点検の結果や戸沢村村道舗装補修計画に基づき、重要度や劣化状況に応じた長期的な視点での優先順位をつけて維持管理・修繕・更新等を実施します。

17 橋りょう

(1) 現状と課題

本村が管理する橋りょうはに 59 橋あり、面積は 6.8 km²です。

橋りょうは、国の指針に従って、5 年に 1 回全橋りょうの点検・診断を実施し、その結果、補修が必要と診断した橋りょうについては、修繕計画を策定しています。なお、最新の点検では、早急に補修が必要と診断した橋りょうは 6 橋あります。あわせて、戸沢村橋梁長寿命化修繕計画と戸沢村橋梁撤去計画を策定し、計画に沿った取り組みを行っています。

以上のことから、本村の橋りょうは、5 年に 1 回の点検・診断および、長寿命化修繕計画等に沿った取り組みを着実に行うとともに、今後、建設から 50 年を経過しようとする橋りょうへの延命対策が課題です。

(2) 管理に関する基本方針

橋りょうは、村民の居住状況を踏まえ、必要性の低い橋りょうは廃止も含めて検討します。

また、村民の生活に資する橋りょうで早急に補修が必要と診断した橋りょうは対応方針（撤去、架け替え、補強等）を定め優先的に対応を行います。

橋りょうの耐震化は、修繕が一巡した後に対策について検討します。

18 上水道

(1) 現状と課題

本村の水道は、角川・古口簡易水道、戸沢簡易水道、草薙飲料水供給施設の3つの水道事業があり、取水・浄水・配水・給水とすべて村が直営で行っています。また、管路は、導水管 13.5 km、送水管 6.5 km、配水管 79.3 kmがあります。

今後、水道事業に関しては、「戸沢村水道ビジョン」に基づき平成 29 年 4 月より戸沢村簡易水道事業として一つの水道事業に統合する予定です。

上水道施設のうち、草薙飲料水供給施設については、施設の老朽化が課題となっておりますが、建設地の問題や、整備が進む高規格道路の状況等を考慮しながら、改良事業を進めていく予定です。他の上水道施設についても順次更新時期を迎えることになり、老朽管の更新も計画的に行わなければいけません。

以上のことから、本村では、人口減少等による今後の給水人口の減少が想定されますが、村民に安定的に水道を供給するため、施設規模を考慮しながらいかに施設を機能させ続けていくかが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

本村の水道施設は、施設の点検マニュアルなどを策定し、日常点検の水準を一定に保つとともに、修繕や改良を計画的に行うことで、施設の長寿命化を図ります。

また、将来の給水人口の減少を踏まえ、統合や老朽化に伴う施設の廃止や除却を行い、更新時には適正規模を考慮し、更新を行います。

19 下水道

(1) 現状と課題

本村の下水道施設は、名高地区、神田地区、本郷地区の農業集落排水処理施設と古口浄化センターの4つの施設に加えて、38.9 kmの管渠があります。また、マンホールポンプ場施設として、神田処理区 10 箇所、本郷処理区 11 箇所、古口処理区 11 箇所の合計 32 施設保有しています。

今後、村の人口減少に伴い、下水処理量の減少が懸念されています。

施設の維持管理は、民間会社に委託するとともに、平成 28 年度に公共下水道、平成 30～32 年を目途に農業集落排水のストックマネジメント計画を策定する予定です。

以上のことから、人口減少に伴う施設規模の見直しが課題となります。

(2) 管理に関する基本方針

本村の下水道施設は、策定予定のストックマネジメント計画に沿って計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ると共に、ライフサイクルコストの低減を図ります。

下水道施設はいずれも 1981 年以降の施工のため、耐震化に問題はありません。ただし、管渠については、点検調査の結果を踏まえ耐震化を検討します。また、将来的には流入下水量の減少に伴う名高処理区と神田処理区の統合などを検討していきませんが、生活排水処理施設整備基本計画に基づき、下水道整備を図っていきます。

第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公会計管理台帳などとあわせて総務課が中心となって収集し共有を図る体制の構築を図ります。

本計画の着実な推進にあたっては、財産管理を所管する部署が中心となって、公共施設の効率的な運営についても検討します。

2 フォローアップの進め方について

- ① 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的な評価を実施します。
- ② 進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合等には、本計画を見直します。
- ③ 基本計画として位置づけられる本計画に沿って、個別施設の再編整備計画を策定し、具体的な取組みを進めていきます。

3 村議会や村民との情報共有について

- ① 本計画の内容については、十分な村民説明を行います。
- ② 本計画の進捗状況を、随時村議会へ報告します。
- ③ 本計画を踏まえた個別施設の再編整備計画などの策定にあたっては、村議会や村民との協議を重ねます。
- ④ 本計画に基づく施設の整備にあたっては、できるだけ地域や村民のニーズを汲み取りながら進めます。



戸沢村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

戸沢村役場 総務課

U R L : <http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/>
〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口 270

T E L : 0233-72-2111

F A X : 0233-72-2116